

千住柔整師会「生命共済」ご加入のご案内

【生命共済】

協同組合千住柔整師会「生命共済」は組合員皆様の相互扶助と、福祉の向上を目的とし、平成27年発足致しました。

当組合の「生命共済」は、組合員、従業員及びその家族の皆様方に万一のことがあった場合、設定共済金額の範囲内で死亡共済金（病気死亡、災害死亡）、高度障害共済金、災害障害共済金、災害入院共済金をお支払する共済制度です。

【保障内容と月額掛金 … 最高10口まで加入できます！】

口数	死亡給付金 (万円)		災害障害給付 (万円)	災害入院給付 (円)	月額掛金
	病気死亡 高度障害	災害死亡	障害等級 第6級～第1級		
10	1,000	2,000	100-2,000	15,000	3,000円
9	900	1,800	90-1,800	13,500	2,700円
8	800	1,600	80-1,600	12,000	2,400円
7	700	1,400	70-1,400	10,500	2,100円
6	600	1,200	60-1,200	9,000	1,800円
5	500	1,000	50-1,000	7,500	1,500円
4	400	800	40-800	6,000	1,200円
3	300	600	30-600	4,500	900円
2	200	400	20-400	3,000	600円
1	100	200	10-200	1,500	300円

(注) 病気による入院及び通院には共済金は支給されません。

…ご加入に際して…◇

【加入資格】

新規加入できる年齢	満15歳～65歳	従業員・家族も加入可
継続して加入できる年齢	満75歳まで	
加入できる口数		新規加入及び増口の際には、「共済加入申込書（兼告知書）」にて、ご加入者の健康に関する簡単な告知をお願い致します
満15歳～60歳	1口 ～ 10口	
満61歳～65歳	1口 ～ 5口	
満66歳～75歳	1口 ～ 2口	

【共済期間】

1. 共済期間は、毎年4月1日～翌年3月31日の1年間です。以後原則、自動的に更新します。
2. 共済期間の途中の中途加入者については、その中途加入日から直後に到来する3月31日までが初年度の共済期間となります。以後原則、自動的に更新します。

【増口・減口は】

1. 増口・減口は毎年4月1日のみ取扱います。
2. 増口は「共済加入申込書（兼告知書）」、減口は「変更訂正通知書」をご提出ください。

【共済金の請求手続きは】

請求の手続きは、友愛共済協同組合内「(協) 千住柔整師会係」までご連絡ください。

【共済掛金の税法上の取扱いは】

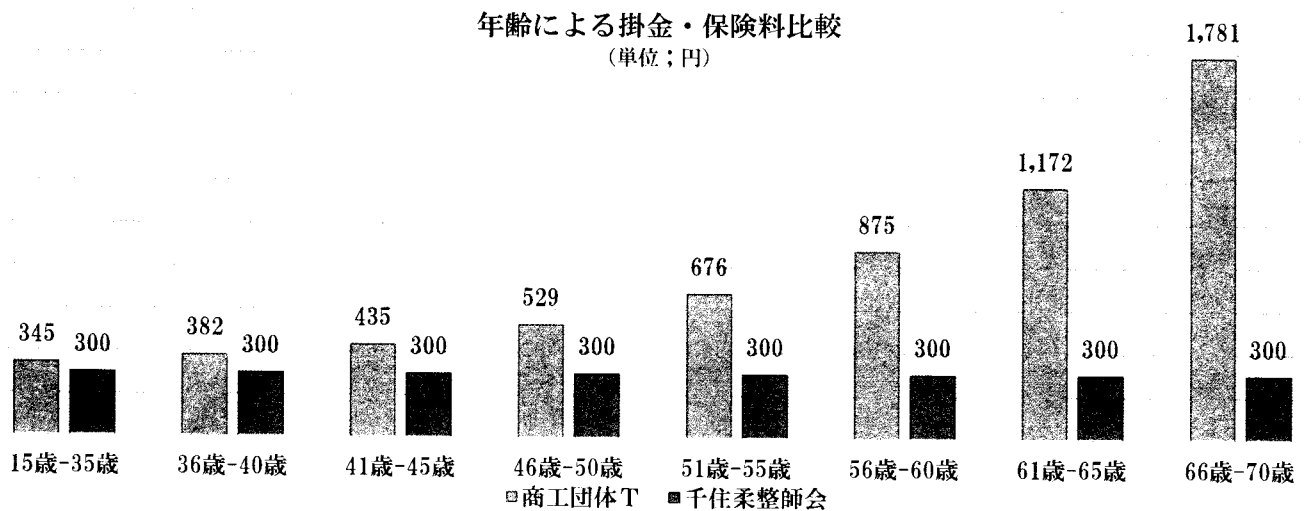
個人事業主が「従業員」のために負担した共済掛金は全額必要経費に算入でき、その共済掛金は従業員所得税の対象にはなりません。

【新規加入・脱退・増口・減口・共済金請求の申込み提出先】

友愛共済協同組合「(協) 千住柔整師会係」にて取り扱います。

★他団体実施の制度と比べてみてください！

… 生命共済1口の 月額掛金の違い …



- ・千住柔整師会「生命共済」は年齢に関係のない「掛金一律方式」、商工団体T生命共済は各年齢ごとに掛金に違いある「年齢群団方式」（若年群団に比べ年齢が上がるほど保険料はアップする。商工団体Tは男性月額保険料）。